

総会

配布：一般

2013年6月25日

原文：英語

人権理事会

第23会期

議事日程議題4

理事会の注意を要求する人権状況

人権理事会により採択された決議*

23/26

シリア・アラブ共和国における人権状況の悪化、および調査委員会へ直接のアクセスを認める必要性

人権理事会は、

国際連合憲章に基づき、

2007年6月18日の人権理事会決議5/1および5/2を想起し、

シリア・アラブ共和国における人権状況に関する総会、安全保障理事会および人権理事会の全ての関連諸決議もまた想起し、

シリア・アラブ共和国における状況に関するアラブ連盟およびイスラム協力機構の全ての関連諸決議に留意し、

* 人権理事会により採択された決議および決定は、人権理事会第23会期に関する理事会報告書(A/HRC/23/2)第1章に含まれる。

シリア・アラブ共和国における人権の悪化しつつある状況に関して、2013年5月28日に人権理事会により開催された緊急討論およびアル・クセイルにおける最近の殺害を想起し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する理事会の強い公約を再確認し、

シリアの友人たちの全ての会合、とりわけ参加者が、シリア国民の合法的代表としてシリア革命および反体制勢力国民連合を認めた、2012年12月12日にマラケッシュで開催された第4回閣僚会合を想起し、

国際連合およびアラブ連盟の合同特別代表、ラフダール・ブラヒミの任務に対する理事会の支援を再確認し、そして全ての国民が、ジェンダー、宗教および民族性に係わらず平等である、市民の、民主的なそして多民族の国家に対するシリア国民の合法的憧れを叶えるシリア危機に対する政治的解決を見出すことを目的とした国際会議を準備する国際的取組を歓迎し、またシリアの全ての当事者が、2012年6月30日にシリア行動グループにより出された最終コミュニケに定められた移行計画を迅速に履行するため合同特別代表と活動することをこれに関連して要求し、

人権理事会および安全保障理事会に対して国際連合人権高等弁務官がまた人権理事会の特別手続が行った、人道に対する罪がシリア・アラブ共和国内で犯されてきたようであるとの声明を想起し、そして状況を国際刑事裁判所に付託するという安全保障理事会に対する高等弁務官によるくり返された勧奨に留意し、

1. 2013年3月22日の人権理事会決議22/24に従って提出されたシリア・アラブ共和国に関する国際的な独立調査委員会の報告書¹を歓迎する。

2. シリア・アラブ共和国政府の調査委員会との協力の欠如、とりわけシリア・アラブ共和国への委員会の構成員の立ち入りの執拗な拒否、を非難する。

¹ A/HRC/23/58

3. シリア・アラブ共和国への調査委員会による立ち入りがないことが、同委員会の職務権限を遂行するその能力を邪魔し続けていることに懸念をもって留意し、またシリア・アラブ共和国の全てから証拠を直接に収集する必要性をこれに関連して強調する。

4. シリア全土へのすぐの、十分なそして拘束を受けない立ち入りを認めることおよび調査委員会のコミュニケーションと要請に迅速に対応することによるものを含んで、シリア当局が調査委員会と十分に協力することを要求する。

5. 反体制派が支配する地区を含んで、調査委員会と協力するという 2013 年 6 月 5 日のシリア反体制連合の声明を承認し、そして反体制派に対し、調査委員会の職務権限の遂行において同委員会を支援することを求める。

6. 特に文民に対する、その由来にかかわらず、テロ行為および党派間の緊張を誘発し得る暴力行為を含む全ての暴力を非難し、そして全ての当事者が、あらゆる形態の暴力に直ちに終止符を打ちまた国際人道法を含む、国際法の下でのその義務を厳格に遵守することを求める。

7. 紛争の全ての当事者に対し、人権侵害若しくは国際人道法の違反の段階的拡大に寄与し得るあらゆる行為を慎むことを促す。

8. シリア当局および政府と協力関係にあるシャビハ民兵による継続した広範且つ組織的な重大な人権や基本的自由の侵害および国際人道法の全ての違反、並びに調査委員会が、反政府武装集団により犯された侵害は、政府軍およびそれに関連した民兵により犯された侵害の強さや規模に達していないと調査委員会報告書で述べたことに留意しつつ、反体制派武装集団によるどのような人権侵害および国際人道法違反も強く非難する。

9. シリア・アラブ共和国において起こっているあらゆる大虐殺を最も強い文言で非難し、そして責任を有する者の責任を問うことの必要性を強調する。

10. 体制のために戦っている者および最も最近のヒズボラを含む、シリア・アラブ共和国における全ての外国人戦闘員の介入を強く非難し、そして彼らの関与が悪化しつつある人権と人道状況

を更に悪化させ、そしてそれが同地域に重大な悪影響をもつことに深い懸念を表明する。

11. 調査委員会の報告書に基づいてフォローアップし、また人道に対する罪および戦争犯罪に相当する可能性があるものを含む、違反および侵害に責任を有する者の責任を問うことを目的とした、全ての当事者により犯された全ての侵害と国際法の全ての違反への迅速なそして透明な独立した国際的な捜査を実施する緊急の必要性を強調する。

12. 全ての当事者に対し、女性と女兒の権利および保護に適用可能な国際法を十分に尊重すること、そしてジェンダーに基づく暴力、とりわけレイプおよび他の形態の性的虐待から、女性と女兒を保護する特別な措置を講じることを求め、また紛争解決や和平過程の意思決定レベルにおける女性の関与をまた求める。

13. シリア・アラブ共和国が当事国である、児童の権利条約および武力紛争下の児童の関与に関するその選択議定書に違反して、シリア・アラブ共和国において児童の権利侵害が行われていることに深刻な懸念をもって留意し、そして児童を勧誘することおよび敵対行為の実施に児童を関与させることを慎むことを緊急に求める。

14. 国際社会の構成員に対し、そのような侵害に対し刑事責任を免除しないことを確保することを奨励し、そしてシリア当局が戦争犯罪若しくは人道に対する罪に相当する可能性がある重大な違反や侵害の申し立てられた実行者を起訴してこなかったことを強調する。

15. 適切な事情の下で適切な国際的な刑事司法手続に付託する妥当性を強調する一方で、広範囲の、包括的なそして信頼に足る協議の基礎に基づき、シリア国民は、国際法により提供される枠内で、正義、和解、真理および甚だしい違反の説明責任を達成する過程と手続並びに犠牲者に対する賠償と効果的な救済を決定すべきであることを再確認する。

16. シリア当局がシリア国民を保護するその責任を満たすことを要求する。

17. 人道状況の更なる悪化および戦闘により影響を受けた全ての地区に対する人道援助の安全且つ時宜を得た提供を確保できなかったことを遺憾に思う。

18. 暴力から逃げる難民および国内避難民の数が増えていることに深い懸念を表明し、そして隣国における大規模な難民人口の存在の社会経済的結果を認識する一方で、シリア難民をもてなす隣国の努力を歓迎する。

19. シリア・アラブ共和国における国内避難民の非常に悲惨な状況について文書による報告を提出するという、国内避難民の人権に関する特別報告者に対して総会により為された要請²に留意し、そして特別報告者に対し、人権理事会の第 24 会期に同理事会にその報告書を提出することを招請する。

20. 国際社会に対し、責任分担の原則を強調する一方で、シリア難民の増大する人道支援の必要性に対応することを受け入れ国に可能とするため、受け入れ国に緊急の財政的支援を提供することを促す。

21. 全ての関連する国際連合機関、とりわけ難民高等弁務官事務所および他の国際機構並びに資金供与国に対し、シリア難民および彼らの受け入れ国に対し緊急の且つより多くの支援を提供することを促す。

22. 全ての資金供与者に対し、人道問題調整事務所および国際的な人道機構に対して、シリア・アラブ共和国に関する人道アピールにおいて要請されたように、彼らが同国内で人道対応計画をより積極的に実施できるように、財政支援を速やかに提供することを促す。

23. 2013 年 1 月 30 日のクウェート・ドナー会議以降提供された国際的援助に感謝の念をもって留意し、2013 年 6 月 7 日に始まったシリア地域人道アピールの規模に留意し、そして国際社会の全ての構成員に対し、当該アピールに対し迅速に対応することおよび従前の誓約を遂行することを求める。

24. シリア当局が、緊急の優先事項として国境を越えた人道活動のための承認を与えることを含む、最も効率的な経路を通して困っている全ての人々への人道機関の接近を促進することを要求

² 総会決議 67/262、第 21 項。

し、シリア・アラブ共和国における全ての当事者に対し、人道対応計画を十分に履行するため、紛争線を越えたものを含む、その支配下の地区における援助の提供を促進することを奨励し、そして全ての側に対し、人道援助活動者および国際連合要員の安全を尊重することまた適用可能な国際法に従って医療要員、施設および輸送を保護すること、並びに無差別を基礎とした医療サービスの提供を許与することを求める。

25. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第41回会合

2013年6月14日

[37対1、棄権9の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール、チェコ共和国、エストニア、ドイツ、グアテマラ、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ケニヤ、クウェート、リビア、マレーシア、モルディブ、モーリタニア、モンテネグロ、ペルー、ポーランド、カタール、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、シエラレオネ、スペイン、スイス、タイ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国

反対：

ベネズエラ（ボリバル共和国）

棄権：

アンゴラ、エクアドル、エチオピア、ガボン、インド、カザフスタン、パキスタン、フィリピン、ウガンダ]